

# チャージサービス利用規約

株式会社宮本薬局 2021/11/1

本規約は、株式会社宮本薬局（以下「当社」といいますが管理・運営する電子マネー「チャージマネー」の利用条件について規定するものであり、ミヤモトポイントカード会員が「チャージサービス」を利用するにあたっては本規約が適用されます。チャージして頂く、店舗において商品・サービスの購入その他各種取引（一部の商品・サービスを除きます）におけるお支払にご利用頂くことが出来ます。「チャージサービス」をご利用される際には、あらかじめ本規約を必ずお読み頂き、ご理解の上、「チャージサービス」をご利用下さい。尚、当社の提供する「チャージサービス」をご利用されたことをもって、本規約に同意したものとみなさせていただきます。

## 第1条（定義）

本規約において、使用する用語の定義は、各号に定める通りとします。

1. 「ミヤモトポイントカード会員」とは、株式会社宮本薬局（以下「当社」といいます）が選定する各種サービスを受ける為に、当社が定める所定の手続きにより会員登録（以下「ポイント会員登録」といいます）を申込み、当社が承諾した個人を言います。
2. 「利用者」とは、チャージサービスを利用する為に本規約に同意の上、当社が管理するシステム機器内にてチャージマネーを管理する口座（以下「口座」といいます）を保有するミヤモトポイントカード会員の方を言います。
3. 「ミヤモトポイントカード」とは、当社が発行する、会員番号が表示されたカードを確認出来るものを言います。
4. 「チャージマネー」とは、当社が発行し、当社が管理する機器に記録される金銭的価値を言います。
5. 「決済」とは、利用者が店舗において、物品・サービス等の商品もしくは役務（以下「商品等」といいます）の販売または提供を受ける為に、店舗の店頭においてミヤモトポイントカードを提示する方法により、商品等の対価の全部または一部の支払いとしてチャージマネーを使用することを言います。
6. 「チャージ」とは、利用者が当社所定の方法により、利用者の口座に現金等にて支払った額に相当するチャージマネーを加算することを言います。
7. 「チャージサービス」とは、チャージマネーの決済及びチャージの総称を言います。
8. 「利用可能残高」とは、利用者が利用することが出来るチャージマネーの数量を言います。

## 第2条（ミヤモトポイントカード会員登録及びミヤモトポイントカードの発行）

チャージサービスの利用を希望される方は、あらかじめ弊社が別途定める手続きによりポイント会員登録を行った上、ミヤモトポイントカードの発行を受けるには取得頂く必要があります。ミヤモトポイントカードを取得頂きますと、以後、当社所定の方法により、チャージサービスを利用することが出来ます。

## 第3条（チャージマネーのチャージ）

1. 利用者は、当社所定の方法により、当社所定の金額単位でチャージマネーをチャージすることが出来ます。チャージ1回あたりの上限額は、金30,000円です。
2. 利用者は、1つの口座に対して、金100,000円を利用可能残高の上限としてチャージすることが出来ます。
3. 利用者は、チャージマネーをチャージした場合には、当該チャージの際に交付されるレシートに印字して表示されるチャージマネーの利用可能残高を確認し、誤りが無いことを確認するものとします。その場で申し出がなされなかった場合、利用者は、当該ミヤモトポイントカードの利用可能残高について誤りが無いことを承諾したものとします。
4. 利用者は、チャージマネーをチャージした後は、前項に定める異議を申し出た場合を除き、いかなる場合であってもチャージを取り消すことは出来ません。

## 第4条（チャージマネーによる決済）

1. 利用者は、店舗でチャージマネーによる決済にて商品等の購入または提供を受けることが出来ます。但し、法令の定める、または店舗が指定する一部商品については、チャージマネーによる決済を受けることが出来ない場合がありますので、あらかじめご了承下さい。
2. 利用者が店舗でチャージマネーによる決済をした場合、利用した商品等の購入価額または提供価格に応じて、当該価額に相当するチャージマネーが利用可能残高から引き去れ、当社が管理するシステム機器に当該チャージマネーの利用の記録が完了した時に、対価の支払いがなされたものとします。
3. 利用者は、店舗において、商品等の購入または提供を受けるにあたり、利用端末において認識されたチャージマネーの利用可能残高が商品等の対価の総額に不足する場合や対価の一部についてチャージマネーによる決済を希望する場合には、利用者はその不足額もしくは残額を現金、その他当社が定める方法により、支払うものとします。
4. 利用者は、チャージマネーによる決済にて商品等の購入または提供を受けた場合には、当該チャージマネーでの決済の際に交付されるレシートに印字して表示されるチャージマネーの利用可能残高を確認し誤りが無いことを確認するものとします。当該レシートの記載に誤りがある場合には、その場で店舗に申し出るものとします。その場で申し出がなされなかった場合、利用者は、当該決済後の利用可能残高について誤りが無いことを承諾したものとします。

## 第5条（チャージマネー利用可能残高の確認）

チャージマネーの利用可能残高は、チャージサービス利用時に交付されるレシートにより確認することが出来ます。

## 第6条（有効期間）

チャージマネーの有効期間は、1年間とします。有効期間内にチャージサービスのご利用がなかった場合、その有効期間経過の時をもってチャージマネーは失効し、利用可能残高がゼロになりますので、あらかじめご了承下さい。

## 第7条（ご利用ができない場合）

チャージサービスは、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、チャージサービスの利用を一時停止させて頂くことがあります。

- (1) チャージサービスに関するシステムに故障が生じた場合またはシステムの保守・管理の為にシステムの全部または一部を休止する場合
- (2) チャージサービスに関する施設等の停電その他の事由による使用不能の場合
- (3) ミヤモトポイントカードの紛失・盗難にあわけて当社にお申し出頂いた場合
- (4) 何らかの理由により、ミヤモトポイントカードが一時停止になった場合
- (5) チャージサービスの不正利用の疑いが生じた場合
- (6) その他当社が必要と判断した場合

2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前の催告を要することなく、利用者のチャージサービスの利用を直ちに中止させた上で、第6条に定める有効期間中であっても、当該利用者のチャージマネーを失効させ、利用可能残高をゼロにすることができるものとします。また、この場合、当社は利用者に対して現金の払い戻しを行わないものとします。

- (1) 利用者が、チャージサービスの不正利用を行ったことが当社において確認された場合
- (2) 利用者が本規約に違反した場合
- (3) その他当社が不適当と判断した場合

## 第8条（換金等の不可）

チャージマネーの換金または現金の払い戻しは出来ません。但し、当社が経済情勢の変化、法令の改廃その他当社のやむを得ない都合によりチャージマネーの取扱を全面的に終了した場合には、利用者に対して法令および当社所定の方法に従いチャージマネーの利用可能残高の払い戻しをすものとします。

## 第9条（ミヤモトポイントカードの紛失・盗難時のチャージマネーの取扱）

ミヤモトポイントカードを紛失・盗取された場合は、速やかに弊社までお申し出下さい。お申し出後、利用停止が反映されるまでにミヤモトポイントカードが盗用等され、盗用等された利用者のチャージマネーにて決済がなされた場合、利用者のご負担及び責任となり、第三者によりチャージマネーを使用されたことによる利用者が被った損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

## 第10条（利用可能残高の移行）

利用者は、チャージマネーの利用可能残高を他の口座に移行することは出来ません。

## 第11条（制限責任）

第7条に定める事由またはその他の事由により、利用者がチャージサービスを利用することができないことで当該利用者に生じた不利益または損害について、当社はその責任を負わないものとします。但し、当該利用者もしくは損害が弊社の故意または重大な過失による場合は除きます。

## 第12条（準拠法及び合意管轄）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に関連して生じた紛争については、各店舗の管轄裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

お問い合わせ先 株式会社宮本薬局 本部

住所 東京都橋区成増1-13-11 ファーストビル3階 電話番号 03-5968-3121 受付時間 平日 10:00 ~ 17:00